

パブリックコメント手続（町民意見公募手続）の実施結果について

1. 概要

意見を募集した政策等の名称：白老町認知症と共に生きる希望条例（案）

意見提出期間：令和7年8月1日～令和7年8月31日

意見提出者数：2名

意見件数：2件

2. 提出された意見の概要とそれに対する町の考え方

（1）第1条（目的）について

№	提出されたご意見の要旨	ご意見に対する町の考え方
1	第1条（目的）において、条例の対象を「認知症の人」だけでなく、「認知機能障害のある人」にも拡大すべきではないか。軽度認知障害（MCI）の段階から、家族は不安や困難を抱えており、早期発見・早期支援を推し進めるためにも、対象者の範囲を広げる必要がある。	ご指摘いただきました「認知症」の解釈につきましては、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度までに認知機能が低下した状態を指しております。一方、認知症と診断される前の認知機能低下が自覚される状態は「軽度認知障害」（＝M C I）とされています。 本条例案の趣旨として、認知症が診断される前から、ご本人やご家族が様々な困難や不安を抱えることを踏まえ、早期からの支援を切れ目なく提供していく事を目指しております。 ご意見にもございました「早期の対応」や「早期診断」の重要性につきましては、本条例案の第10条において、「保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備」や「相談体制の整備」、軽度認知障害といった施策項目により、その方向性を明示させていただきましたが、この度のご意見を踏まえ、認知症への備えとして、軽度認知障害の状態にある者についても施策の対象とする旨、明記をさせていただきます。
		修正した条文（部分）

		第10条（7）認知症（軽度認知障害を含む。）への備え等
--	--	-----------------------------

（2）第5条（認知症の人等の役割）について

№	提出されたご意見の要旨	ご意見に対する町の考え方
2	認知症の人を支える中心は家族であるにもかかわらず、条例案に家族に対する直接的な支援項目が見当たらない点に疑問がある。第5条には本人への支援が述べられているが、同条に家族に対する支援内容も盛り込むべきではないか。	ご指摘の通り、認知症の人を支える上で、ご家族の存在は極めて重要であり、ご家族が抱える悩みや負担を軽減するための支援は欠かせないものと認識しております。 本条例案におきましては、ご指摘いただいた第5条「認知症の人等の役割」において、認知症の人とご家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、主体的に役割を担うことを定めております。 ご家族に対する直接的な支援につきましては、第10条「施策の策定及び推進」において、相談体制の充実や、保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備などを掲げており、これらの施策を通じて、ご家族が安心して相談できる窓口や、必要なサービスを円滑に利用できる環境を整備していくことで、結果としてご家族への支援につなげていくことを意図しております。 この度のご意見を踏まえ、第10条の逐条解説において、認知症の人とその家族が悩みを抱え込むことのないよう、多様な主体の連携により、地域全体で支えるとともに、相談体制やサービス利用の支援等を図っていく旨の追記をさせていただきます。